

令和5年度
静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)
－ 静岡県外に所在する高等学校等 －
申請のご案内

令和5年7月

静 岡 県

静岡県では、令和5年1月以降において、家計急変によって保護者等の年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため給付金を支給します(支給型の給付金であり、返還は不要です)。

※令和5年度の通常の奨学給付金の受給資格を有する方は対象外になります。

※申請時期により、支援額が異なります(詳細は、2ページ【給付金の支給額】2を参照)。

<平成26年4月1日以降に高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象です。>
(又は学び直し支援の対象の方)

【家計急変とは】

高校生等の保護者等が負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない状況になることをいいます。ただし、定年による離職とみなされる者、自己都合退職者は、対象となりません。

※年間収入見込額

減収となった申請直近3か月分(例えば7月に申請する場合であれば4、5、6月)の平均収入月額×12か月

【住民税非課税世帯相当の所得水準】

世帯構成人数(扶養人数)	年間収入見込額
控除対象配偶者でない保護者等(扶養人数0人)	100万円未満
2人世帯(扶養人数1人)	204万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322万円未満

※6人世帯(扶養人数5人)以上の住民税非課税世帯相当の年間収入見込額は、1人増えるごとに50万円を増額する。

※保護者等の一方が、控除対象配偶者でない場合(共働き世帯の場合)は、保護者等のそれぞれが扶養人数に対する年間収入見込額未満でなければなりません。

【支給要件】

基準日(原則令和5年7月1日ですが、令和5年7月2日以降については、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日になります。)現在で、次の1及び2の要件に該当する方が対象となります。

- 1 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した高校生等の保護者で、静岡県内に住所を有している方
- 2 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。
 - (1) 基準日において、家計急変により生活保護法第36条の規定による生業扶助が決定されている世帯
 - (2) 家計急変により年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準の世帯

- (3) 家計急変により年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準の世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属する世帯

(注) ア 次の方は給付の対象外となります。

対象外	※ 特別支援学校の高等部に在学されている方
	※ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
	※ 静岡県私学振興課以外から、本給付金と同様な補助を受けている方
	※ 令和5年度において、通常の奨学給付金により年額支給を申請・受給できる方

イ 平成26年度入学以前に高等学校等及び高等学校等専攻科に在学期間がある方については、修得単位数等を確認させてもらうことがあります。

ウ 給付の決定に適正を期すため必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

エ 保護者等が静岡県外に在住の場合は、お住まいの都道府県の家計急変制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問合わせください。

【 給付金の支給額 】

1 対象高校生等一人当たりの年額単価

世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		
		私立の通信制及び高等課程等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
家計急変により生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が決定されている世帯		52,600円	52,600円	—
生業扶助が決定されていない非課税相当世帯	家計急変により年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準の世帯	137,600円	52,100円	52,100円
	家計急変により年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準の世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯	152,000円		

※高等学校等専攻科の生活(生業扶助)保護世帯については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当する場合は、生活保護(生業扶助)世帯でない非課税相当世帯と同額の単価とする。

2 家計急変による場合は、申請時期により下記支援額を支給します。

申請時期	支援額
令和5年7月末日までに申請した場合	1の単価表で定める各世帯区分の年額支給額
令和5年8月以降に申請した場合	1で定める各世帯の区分の年額支給額に家計急変の支援対象月数(申請のあった月の翌月以降の月数)に応じて算定した額(※端数が生じた場合は、百円未満は切捨てとする。)

【 申請期限 】

静岡県庁への提出期限は、

※切：令和6年2月15日(木) 必着（※郵送の場合は、締切日の消印まで有効）

《注意》・必要書類一式を全て揃えて県に提出してください(一式揃っていない場合は受理できません。)
・申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受け付けできなくなるので、余裕をもって申請してください。

※ 申請書や添付書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合、または就学支援金の申請と異なる場合等、申請内容に疑義が生じたときには、世帯区分に係る扶養申立書等、確認に必要な書類の提出を別途お願いすることとなりますので御承知ください。

※ 支給時期について

申請書類については、静岡県庁において1件ずつ審査を実施しています。このため、申請件数によっては、申請された時期から給付金を支給するまでにお時間をいただく場合がありますので、御了承ください。

【 その他 】

- 1 基準日に対象高校生等が休学している場合は、原則支給の対象になりません。
ただし、今回の提出期限までに復学し、在籍する高等学校等について、休学により、進級や卒業が延期される恐れがないことを証明した上で、申請があった場合は、受給資格の認定を行います（提出期限までに申請書等の提出が必要）。
- 2 年度途中の転入者から申請書の提出があった場合は、当該年度において、給付金の支給を受けていないことを確認した上で、給付の決定を行います。

【 提出先及びお問合せ先 】

※提出の際は、封筒表面に「令和5年度奨学給付金(家計急変)申請書類在中」と朱書きしてください。

郵便物の紛失を防ぐため、可能な限り追跡可能な「特定記録郵便」等で郵送してください。

静岡県スポーツ・文化観光部 私学振興課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 電話:054-221-2502、2503

※電話受付時間：平日の午前9時30分～12時、午後1時～5時まで

◆ 申請書の記載について

- ・記入にあたっては、申請書の「(別紙) 記入上の注意」をよく読んで記載してください。
- ・申請書等は、書き直しが可能な鉛筆やフリクションペン等で記入できません。必ずボールペンなどの消すことができないペンで記入してください。
- ・記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。
- ・申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、支給された給付金の一部又は全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、刑罰が科されることがあります。

◆ 給付金の使途について

- ・給付金は、生徒の授業料以外(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、オンライン学習等の通信費等)の教育費に使用していただき、それ以外の目的には使用しないでください。

静岡県外の高等学校等に在籍する高校生等の保護者等が申請する場合に必要な書類

申請書類に必要な事項を記入の上、次の書類を添えて、学校または直接、静岡県私学振興課に**令和6年2月15日(木)必着**で提出してください。

※提出の際は、封筒表面に「**令和5年度奨学給付金(家計急変)申請書類在中**」と**朱書き**してください。

- 1 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式第1号)
- 2 自己の責めによらず家計が急変した旨の申立書(様式第2号)
- 3 保護者等全員の(1)家計急変事由及び(2)家計急変前後の収入を証明する書類

(1) 家計急変発生事由を証明する書類

※保護者等の一方が、控除対象配偶者でない場合(共働き世帯等)は、控除対象配偶者でない一方の保護者もアからカの**家計急変事由に該当するか又は住民税非課税世帯相当の年間収入見込額未達である必要があります。**

区分	家計急変事由	提出書類
ア	負傷、疾病による離職又は休職等	医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は② ※診断書等：家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要 ① 雇用保険被保険者離職票の写し、退職証明書等の離職があったことを証明する書類 ② 休職証明、休職辞令等の休職等していることを証明する書類
イ	自己の責めに帰することのできない解雇等による失業	雇用保険受給資格者証 離職日の記載があり、かつ、 離職理由コードが下記のものに限る。 「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」 ※雇用保険受給資格者証が発行できない特段の事情がある場合は、 雇用保険被保険者離職票 (離職日及び離職理由コードの記載があること。)及び雇用保険受給資格者証を提出できない理由を記載した 事情書
ウ	負傷、疾病による事業廃止又は休業等	医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は② ※診断書等：家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要 ① 個人事業の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書 ② 第三者が休業中であることを証明する証明書
エ	破産等	以下の①又は②のいずれかの書類 ① 受理票、受理証明書等、破産手続を行う中で、裁判所から発行された破産手続開始の申立を行っている状態であることを証明する書類 ② 受理票、受理証明書等、特別清算開始を行う中で、裁判所から発行された特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類
オ	生活保護(生業扶助)	生活保護受給証明書等、生徒自身が生業扶助の支援を受けていることがわかる書類
カ	その他(上記ア～オに該当しない事由)	家計急変したことが分かる証明書類(申請前に県へ御連絡ください。)

(2) 家計急変前及び急変後の収入を証明する書類

ア 家計急変前 (ア)又は、(イ)、(ウ)のいずれかの書類

書類		備考
(ア)課税証明書 課税証明書を提出いただいた場合は、以下の書類は不要です。		お住まいの市町村で取得してください。
(ア) 又は次の納税通知書等		
給与所得者 (勤務先以外からの収入がない場合)	(イ) 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	毎年5～6月に勤務先から配付
個人事業者等	(ウ) 市町村民税・道府県民税納税及び税額決定通知書	毎年6月に市町村が発行

イ 家計急変後

区分	書類	備考
給与所得者 (勤務先以外からの収入がない場合)	申請月を除く申請直近3か月分の給与明細書	—
個人事業者等	申請月を除く申請直近3か月分の公認会計士、税理士等による収入証明書	特段の事情がある場合で、公認会計士、税理士等による収入証明書の提出ができない場合は、売上台帳、仕入帳又は総勘定元帳の売上高及び仕入原価等の該当箇所が分かる帳簿写しでも可とします。

4 高校生等の親権者等であることを証明する書類

・生徒と保護者等との関係が記載されている戸籍謄本等

5 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類

- ・扶養誓約書(様式第3号) 及び
- ・扶養親族分の健康保険証の写し 等

※健康保険証等の写しを提出する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。

6 次の世帯区分に属することを証明する書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合

家計急変により、基準日現在の生業扶助の決定状況を確認できる書類(様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書等で、生徒自身が生業扶助の支援を受けていることがわかる書類)

(2) 保護者等が家計急変事由に該当する世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯の場合

基準日現在、兄弟姉妹で2人目以降の高校生等または15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子を2人以上(1名は生徒本人)扶養していることがわかる書類(5の書類と重複する場合は不要)

7 (在籍する高等学校等がとりまとめをしていない場合)

- ・口座振込依頼書(様式第5号)及び
- ・振込先預金口座通帳の口座種、口座番号等がわかる部分の通帳コピー

(在籍する高等学校等がとりまとめをしている場合)

- ・給付金受領に係る委任状(様式第6号)







8 在学証明書(様式第4号) ※学校独自の証明書ではなく、本県指定の様式第4号である必要があります。

※在籍する高等学校等において、①基準日時点で学校に在籍していること、②就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格があること の2点について証明してもらってください。

9 その他、必要に応じ書類の提出をお願いすることがあります。

【参考1】

高校生等奨学給付金(家計急変)*年額の場合
(住民税非課税相当世帯の場合の世帯構成パターン図)

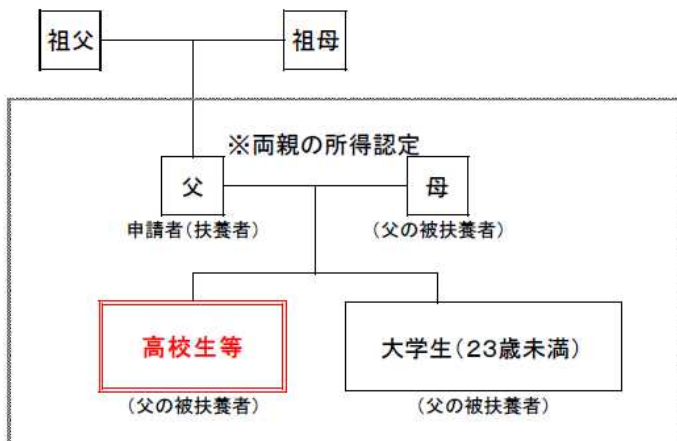
●子ども一人世帯	
 【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円	
 【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円	 扶養されていない
●多子世帯 (※扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯)	
◎ 高校生等が2人いる世帯の場合	
 【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円
 【通信制・専攻科】 国公立 50,500円 私立 52,100円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円
(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。	
◎ 高校生等以外の子どもがいる場合	
給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	
給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円
	 扶養されている

【参考2】(全日制等に通学し、第2子以降がいる場合のみ)

申請者(生計維持者)と扶養者が異なる場合

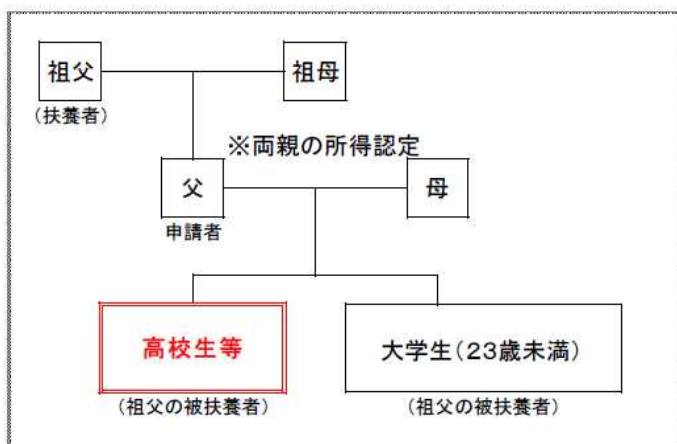
生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等の者であるが、両者が異なる場合が生じる。
この場合については、健康保険証等の公的書類により確認を行い支給することを基本とするが、これによる確認が不可能な場合は、都道府県の判断において、誓約書等により確認を行い支給することを可能とする。

【通常】申請者(生計維持者)が父母で、父が扶養している場合



高校生等⇒第2子

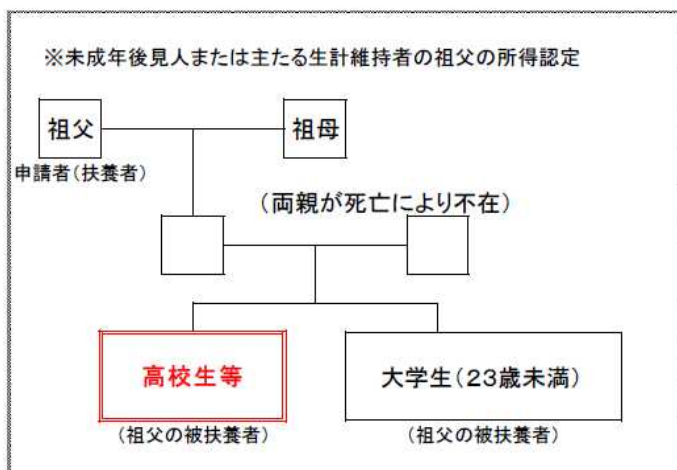
(例1)申請者(生計維持者)が父母であるが、祖父が扶養している場合



高校生等⇒第1子

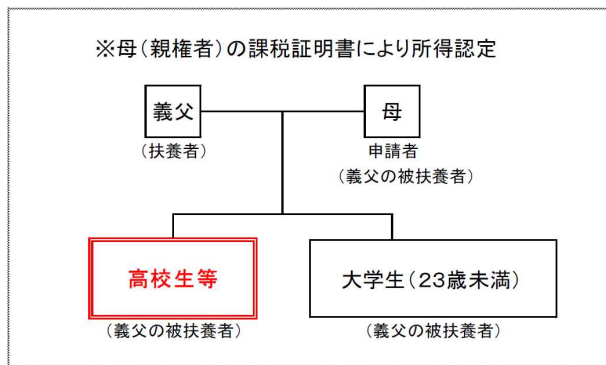
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母(生計維持者)」に扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例2)両親死亡により申請者(生計維持者)が祖父で、祖父が扶養している場合



高校生等⇒第2子

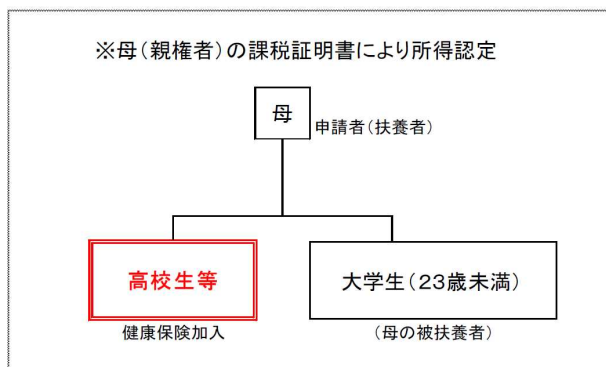
(例3) 申請者(生計維持者)は母(=親権者。義父とは養子縁組していない)で、
義父が扶養している場合



高校生等⇒第1子

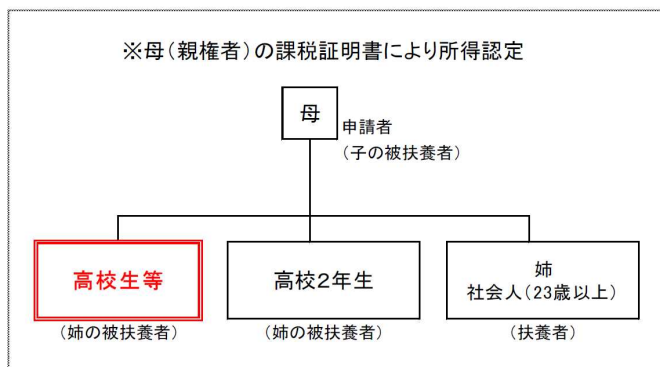
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(生計維持者)」には扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例4) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)、
定時制の生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養されていない場合



高校生等⇒第1子

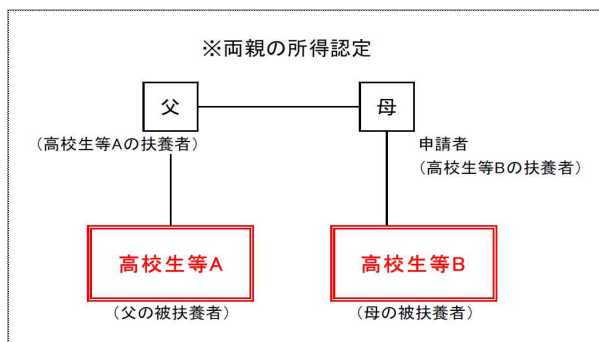
(例5) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)で姉が扶養している場合



高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「高校2年生」は「母(生計維持者)」には扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例6) 高校生等が二人おり、扶養者が父と母で分かれている場合



高校生等⇒一方を第2子

※親権者二名分の非課税証明書にて、非課税と認定されれば、扶養がそれぞれ兄弟別であっても、兄弟の一方を第2子単価と判定

【年間収入見込額の算出方法例】

申請月を除く申請直近3か月分の給与明細書からの月額平均給与額を算出し、年間収入額を見込んでください。(※給与明細書(写)は、A4用紙の台紙に貼付して提出してください。)

給与所得者

所属氏名		所属	社員番号	氏名								
静岡 太郎 様					① 327,530 円 令和5年4月							
静岡 太郎 様					② 286,350 円 令和5年5月							
静岡 太郎 様					③ 166,130 円 令和5年6月							
勤怠	出勤	休出	特休	有休	欠勤	有給残	出勤時間	遅早時間	時間外	休日出勤		
20					0							
支給	基本給	時間外	休日出勤	深夜	※通勤費等の非課税手当は、算入しない。							
	165,630	500	0	0	出張時交通費	勤怠控除	非課税通勤費					
								24,000				
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険合計	課税対象額	所得税	住民税				
								総支給金額	控除合計額	差引支給額	現金支給額	銀行振込額
								166,130				

申請月を除く申請直近3か月の収入	
4月分	① 327,530 円
5月分	② 286,350 円
6月分	③ 166,130 円
4月～6月(3か月)合計収入額 ①+②+③=④ 780,010 円	
3か月平均収入額 ④÷3か月=⑤ 260,003 円/月	
【年間収入見込額】⑤×12か月 260,003 円/月×12か月= 3,120,036 円 < 3,220,000 円	
世帯構成人数5人(扶養人数4人)の場合、支援対象となります。	

個人事業者

収入金額

令和5年4月 売上帳 ① 534,670 円

令和5年5月 売上帳 ② 245,432 円

令和5年6月 売上帳 ③ 223,908 円

日	期末日	商品名	販売先	数量	単価	金額	備考
1	1						
2	2						
3	3						
4	4						
5	5						
6	6						
7	7						
8	8						
9	9						
10	10						
11	11						
12	12						
13	13						
14	14						
15	15						
16	16						
17	17						
18	18						
19	19						
20	20						

**営業売上額 3か月分
1,004,010 円**

※売上台帳の該当箇所(写)は、A4用紙の台紙に貼付して提出してください。

売上原価・控除対象経費

令和5年4月 仕入帳 ① 42,000 円

令和5年5月 仕入帳 ② 25,000 円

令和5年6月 仕入帳 ③ 12,000 円

種類	内訳	金額
人件費		
地代家賃		
水道光熱費等		

**仕入金額 3か月分
79,000 円**

※仕入帳の該当箇所(写)は、A4用紙の台紙に貼付して提出してください。

個人事業者用		記入欄
令和5年収入証明書(3か月分)		
事業者名:		○○商店
申請者名:		静岡 一郎
令和5年4月～6月(3か月分)		
収入金額	事業	① 1,004,010
	営業等	② 0
	農業	③ 0
	不動産	④ 0
	利子	⑤ 0
	配当	⑥ 0
	その他の収入	⑦ 0
合計(①～⑦)	⑧ 1,004,010	
売上原価	始期 商品(製品)棚卸高	⑨ 6,000
	仕入金額	⑩ 79,000
	小計(⑨+⑩)	⑪ 85,000
	終期 商品(製品)棚卸高	⑫ 6,000
	差引原価(⑪-⑫)	⑬ 79,000
控除対象経費	人件費	⑭ 65,000
	地代家賃	⑮ 50,000
	水道光熱費	⑯ 30,000
	その他の経費	⑰ 0
	控除対象経費(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑱ 145,000
収入計(⑧-⑱)		⑲ 780,010
上記の収入状況に相違ないことを証明します。 令和5年7月19日 税理士 藤 行次郎 (電話番号) 054-123-4567		

- ・申請月を除く申請直近3か月分の売上台帳及び仕入帳等から、公認会計士、税理士等による収入証明書を作成してもらってください。
- ・ただし、特段の事情があり、公認会計士、税理士等による収入証明書の提出ができない場合は、売上台帳、仕入帳又は総勘定元帳の売上高及び仕入原価等の該当箇所が分かるものの写し(該当箇所をマーカーで明示)でも可能とします。